

# 青森県報

号外第十六号

平成二十九年  
三月十三日  
(月曜日)

目 次

海区漁業調整委員会

東部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示	(事務局)	一
東部海区管内におけるまき餌づりの指示	(同)	一
東部海区管内における底魚類のはえなわ漁業の操業の指示	(同)	一
西部海区管内におけるサクラマスそ上親魚保護の指示	(同)	二
西部海区管内におけるまき餌づりの指示	(同)	三
西部海区管内(日本海沖合海域)におけるまぐろ等流し網漁業の操業の指示	(同)	四

## 海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第四号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十九年三月十三日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

一 操業の制限

1 次に掲げる制限海域及び制限期間においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業を営んではならない。ただし、青森県海面漁業調整規則第四

十五条第二項で規制する漁法、区域及び期間を除く。

(一) 制限海域

下北郡東通村老部川河口付近において、次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 河口左岸から真方位零度千メートルの点

イ 点アから真方位九十度五百七十五メートルの点

ウ 点エから真方位九十六度三十分五百メートルの点

エ 河口右岸から真方位百八十六度三十分千メートルの点

(二) 制限期間

平成二十九年五月一日から同年九月三十日まで

2 次に掲げる制限海域及び1の(一)に掲げる制限期間においては、竿釣及び手釣によりサクラマスを採捕してはならない。

(一) 制限海域

下北郡東通村老部川河口付近において、次のオ、カ、キ、クの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

オ 河口左岸から真方位三百四十四度三十分二百七十二メートルの点

カ 点オから真方位九十六度三十分三百五十メートルの点

キ 点クから真方位九十六度三十分一百五十メートルの点

ク 河口右岸から真方位百八十六度三十分二百五十メートルの点

青森県東部海区漁業調整委員会指示第五号

青森県東部海区管内におけるまき餌づりについて、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十九年三月十三日

青森県東部海区漁業調整委員会

会長 松本光明

一 まき餌づりの制限

次の表の禁止区域欄の区域においては、遊漁によるまき餌づりをしてはならない。

位置	禁止区域
禁 止 区 域	

青森県東部海区漁業調整委員会指示第六号

青森県東部海区管内における底魚類の採捕を目的とするはえなわ漁業（底はえなわ漁業）の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十九年三月十二日

青森県東部海区漁業調整委員会

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行う底はえな  
わ漁業の操業をしてはならない。ただし、青森県東部海区漁業調整委員会（以下  
「委員会」という。）の承認を受けた者については、この限りでない。

1 制限海域

(一) 青森県下北郡尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点とを結んだ直線以東の青森県東部海区管内の海域（次に掲げる海域を除く。）  
（二）下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線以北の海域における同灯台中心点から

2  
制限期間

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十日まで

二 操業の承認

底はえなわ漁業を営もうとする者は、別に定める「平成二十九年度青森県東部海区底はえなわ漁業操業承認事務取扱要領」により申請し、委員会の承認を受けなければならない。

1 承認海域

下北郡尻屋崎灯台中心点から正東の線と上北郡六ヶ所村大字出戸と大字泊との

二 遊漁者等の遵守  
遊漁者等が水産業  
ばならない。

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十日までとする。

2 承認期間

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

## 3 承認対象者

青森県内に住所を有する者であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (一) 平成二十八年度に底はえなわ漁業を操業した実績を有する者  
 委員会が特に認めた者

## 4 承認隻数

六隻以内とする。

## 5 使用船舶の制限

使用船舶の総トン数は、操業の実績を有する承認船の総トン数を超えないものとする。

## 6 承認証の交付

委員会は、承認したときは、底はえなわ漁業操業承認証を交付する。

## 7 承認の取消

委員会は、この指示に違反したときは、承認を取り消すことができる。

## 三 操業者の遵守事項

## 1 漁具の制限

漁具の総延長は、三キロメートル以内とする。

## 2 漁具の標識

操業中の漁具には、漁具標識を明確にするとともに、船名を明記した名札を付さなければならない。

## 3 船体の表示

承認を受けた者は、使用する船舶の船橋樓両側の見やすい場所に、定められた標識を表示しなければならない。

## 4 承認証の携帯

操業に当たつては、承認証を携帯しなければならない。

## 5 承認証の書換え交付

承認証の記載事項に変更があつたときは、速やかに申請し、書換え交付を受けること。

## 6 漁獲成績の報告

承認を受けた者は、操業終了後速やかに委員会に漁獲成績を報告しなければならない。

## 四 試験研究等の適用除外

青森県が試験研究等をする場合には、この指示にかかるらず、委員会にその内容

を報告の上、実施できるものとする。

## 青森県西部海区漁業調整委員会

## 青森県西部海区漁業調整委員会指示第四回

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第六十七条第一項の規定により、サクラマスそ上親魚の保護を図るため、次のとおり指示する。

平成二十九年三月十三日

青森県西部海区漁業調整委員会  
会長 角田順一

## 一 操業の制限

1 次に掲げる制限海域及び制限期間においては、小型定置漁業、固定式さし網漁業、はえなわ漁業及び一本釣り漁業を営んではならない。

## (一) 制限海域

西津軽郡深浦町追良瀬川河口周辺のうち、次のアと工を結ぶ最大高潮時海岸線、アとイを結ぶ直線、ウと工を結ぶ直線及びアと工の間の最大高潮時海岸線

より沖合百メートルの線によって囲まれた海域

ア 河口左岸から磁針方位一百十度千百メートルの点  
イ 点アから磁針方位二百九十一度百メートルの点  
ウ 点工から磁針方位二百八十九度百メートルの点  
エ 河口右岸から磁針方位十八度五百メートルの点

## (二) 制限期間

平成二十九年四月一日から同年六月三十日まで

2 1に掲げる制限海域及び制限期間においては、竿釣及び手釣により水産動物を採捕してはならない。

## ～

## 青森県西部海区漁業調整委員会指示第五回

青森県西部海区管内におけるまき餌づりについて、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により次のとおり指示する。

平成二十九年三月十三日

青森県西部海区漁業調整委員会  
会長 角田順一

